

## 第30回葉山町子ども・子育て会議

日 時： 令和3年10月19日（火）10時～12時

場 所： 葉山町役場3階 協議会室1

出席者【委員】：

寶川雅子会長、松尾真弓副会長、竹石素子委員、大久保紀明委員、稲葉和美委員、小宮英美委員、有川雅裕委員、山浦彩子委員、北原淳子委員、安達禎崇委員、加藤智史委員、野坂正徑委員、柴田元子委員（13人）

※ 羽田志津枝委員、野北康子委員、森田千穂委員、彦井浩孝委員、中川禎久委員（5人）は欠席

出席者【事務局】：

高階歩（福祉部長）、石井幹男（子ども育成課長）、池田悠紀子（子ども育成課係長）、中込里子（子ども育成課係長）、佐藤詩絵菜（子ども育成課主査）

### 1 開会

### 2 あいさつ

（事務局） 皆様改めましてこんにちは。日頃から大変お世話になっております。本日はお忙しい中、また、このような寒い天候の中お越しいただき本当にありがとうございます。

昨年から同じような話ではございますが、コロナコロナで、皆様本当に疲弊されていることかと思えます。その様な中で、当初はコロナの感染を防ぐということから始まり、今は徐々にコロナとどう付き合っていくかというところに視点が向いてきているように思えます。皆様のご活動でも色々な工夫をされている中で、ここまで来ているのではないかと考えております。今は一定の収束感はありますが、引き続き皆様のご活動の中で、感染対策をしっかりと取り組んでいただけるとありがたいです。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

さて、子ども・子育て支援制度が始まり5年が経過いたしました。昨年度からは、第2期支援事業計画がスタートしているところです。本日の会議では、今年3月までの子ども・子育て支援事業計画の進捗状況の報告、また、新型コロナウイルス感染症に関する各所属のご対応など、情報交換を中心に進めさせていただきたいと考えております。委員の皆様には、忌憚のないご意見を賜りますようお願いいたします。簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

（事務局） 本日の会議は欠席者が5名いらっしゃいますが、過半数の出席はあり定足数は満たしておりますので、開催させていただきます。また、今年度は異動などで新たに2名の委員の交代があり、小学生父母代表の小宮様、葉山小学校の安達校長に参加していただきました。よろしくお願いいたします。

では、今年度1回目の会議になりますので、改めて委員の皆様の自己紹介をお願い

いたします。時間の都合により委員の方の所属とお名前のみでお願いいたします。

(各委員) ～出席委員13人による自己紹介～

(事務局) ありがとうございます。それでは、本日の会議資料を確認させていただきます。  
～資料を読み上げ、確認～

なお、机上配布しております第29回の議事録は参考にご覧ください。また、「別紙」は本日の議題についてご意見や補足があった場合にお使いいただくものです。ご意見がある場合は11月5日（金）までにご提出をお願いいたします。

審議に入る前に、もうすでにご理解されている方もいらっしゃると思いますが、年度も変わりましたので改めて審議会について確認させていただきます。この会議は、子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき、葉山町条例により設置された審議会です。この審議会は、地方自治法第202条の3に根拠を置く葉山町の附属機関で、各委員の皆様は町の非常勤特別職の職員となります。審議会では、町長の諮問に応じて調査・審議をしていただき、その結果を答申又は意見として建議します。町長は、答申や意見を尊重し、最終的な意思決定を行います。したがって、審議会は個人の要望や陳情の場ではございませんので、ご了承いただければと思います。また、会議で知りえた秘密は守っていただき、委員でなくなった後も同様にお守りいただきますようお願いいたします。

それでは、以降の進行を会長にお任せします。

### 3 議題

#### (1) 子ども・子育て会議年間スケジュールについて

(会長) 改めまして皆様おはようございます。よろしくをお願いいたします。今回は、葉山町子ども・子育て会議の30回目になります。それでは、まず、会議の公開・非公開につきまして、委員の皆様にご確認いたします。事務局から会議の公開・非公開について説明をお願いいたします。

(事務局) 葉山町では審議会等の会議は原則として公開することとなっております。10月8日（金）から10月18日（月）まで町ホームページで本日の会議の傍聴希望を募りましたところ、2名の傍聴希望者がいらっしゃいました。この傍聴について認めてよいかを伺いたいです。

(会長) ありがとうございます。今、事務局から説明のありましたとおり、町の会議は公開が原則となっております。つきましては、公開として、傍聴を認めてよろしいでしょうか。

(各委員) 承認

(会長) ありがとうございます。委員の皆様の了承が得られましたので、傍聴を認めたいと思います。それでは、傍聴の方に入ってください。

(傍聴者入場)

傍聴される方におかれましては、お配りしました注意事項の内容を遵守していただきますよう、お願い申し上げます。

それでは、議事を始めます。まず、議題（１）の「子ども・子育て会議年間スケジュールについて」事務局からお願いいたします。

(事務局) それでは、資料１をご覧ください。今年度の子ども・子育て会議のスケジュールについてご説明いたします。

令和３年度については、今回の会議１回のみ開催を予定しております。今回の内容につきましては、まず今ご説明している「（１）子ども・子育て会議年間スケジュールについて」、次に「（２）子ども・子育て支援事業計画（第２期）に基づく施策の進捗状況について」、次に「（３）新型コロナウイルス感染症の対応状況等について」、最後に「（４）その他」となります。

(会長) ありがとうございます。今、資料について説明がありましたが、ご意見・質問等はございますか。

(各委員) なし

## (２) 子ども・子育て支援事業計画（第２期）に基づく施策の進捗状況について

(会長) それでは、「議題（２）子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の進捗状況について」事務局から説明をお願いします。

(事務局) それではご説明させていただきます。この計画の進捗状況は、この子ども・子育て会議で報告した後、毎年度、県を通じて国へ状況報告をすることになっています。簡潔に説明をさせていただきますが、かなりのボリュームの報告になりますので、説明に少しお時間をいただきますのでご了承ください。

はじめに、今日初めてこの会議にご出席いただく委員もいらっしゃいますので、子ども・子育て支援制度のおさらいをさせていただきます。子ども・子育て支援制度は、「保育の受入人数拡大」「認定こども園の普及」「子育て支援の充実」の３つを目指して、平成27年度に全国でスタートした制度です。平成26年に消費税が５％から８％に引き上げられましたが、収入増の一部を財源として、子育て関連施策の充実が図られました。これを受けて町では、平成27年度から令和元年度を計画期間とする第１期計画によって事業を展開し、現在は、第１期計画に続く第２期計画を、令和２年度から令和６年度の５か年を計画していますが、子ども・子育て会議委員の皆様のご審議を経て令和２年３月に策定し、現在事業を展開しているところです。

子ども・子育て支援制度の全体像については、計画の冊子27ページをご覧ください。「子ども・子育て支援制度の事業の全体像」として、大きい枠が二つあります。一つ目の枠「子どものための教育・保育給付」について資料２で、二つ目の枠「地域子ども・子育て支援事業」について資料３で、令和２年度の進捗状況をご説明いたします。

資料２をご覧ください。教育・保育及び地域型保育事業の実施状況です。

事業の概要は、町内にある教育・保育施設と地域型保育事業の施設を類型別に記載しています。認定こども園はありませんが、幼稚園は、「施設型給付」に区分される明照幼稚園と、「私学助成の幼稚園」に区分されるあおぞら幼稚園、あけのほし幼稚

園、どれみ幼稚園、御国幼稚園の5か所です。保育所は、「施設型給付」に区分される町立葉山保育園と、私立の葉山にこにこ保育園、葉山ぎんのすず保育園、おひさま保育室、風の子保育園の5か所です。地域型保育給付には、「小規模保育」、これは3歳未満の保育を行う施設ですが、芽ぐみ保育室があります。風の子保育園は、昨年4月まで「小規模保育」でした。その他の「認可外保育施設」には、おうちえんTelacoya921、おうちえんTelacoya921つみきのいえ、葉山シュタイナー子どもの家うみのこびと、キッズルームつぼみの4か所あり、「一時預かり」は葉山町子育て支援センターぼけっとと葉山にこにこ保育園の2か所です。

実施状況は、令和2年度は、「地域型保育事業」に区分される「小規模保育」を運営されていた風の子保育園が、「施設型給付」に区分される「保育所」に移行しました。令和2年5月、上山口に新しく建築した園舎で、定員42人でオープンされています。これにより、町内の「保育所」は、葉山保育園、葉山にこにこ保育園、葉山ぎんのすず保育園、おひさま保育室に加えて風の子保育園で5か所となりました。また、幼保連携型認定こども園の新設を計画する事業者があり、調整を進めているところですが、こちらは現時点でお伝えできる具体的な内容はないので、計画があることのみ報告させていただきます。地域型保育における動きとしては、小規模保育の新設を検討する事業者が数者あり、うち一者は、来年度のオープンを予定しています。

裏面は、第2期の計画期間である令和2年度から6年度における「量の見込み」と「確保方策の状況」です。どのくらい保護者からの需要があって、それに対して町内の供給はどれくらいあるということを表したものです。計画の冊子は、33ページからです。

上の段、1号の表は、「量の見込み」が、町内にある5か所の幼稚園を利用した児童の数で、5か所合わせて381人です。それに対する「確保方策」は、5か所の定員合計で945人です。「確保方策」が「量の見込み」を上回っており、供給が需要に追いついている状況です。

中ほどの段、2号の表は、「量の見込み」が、幼稚園における預かり保育を利用した児童の数と、保育所等の利用申込みをした児童の数の合計で、340人です。それに対する「確保方策」は、預かり保育利用分が利用児童数と同数の123人、保育所利用申込分は「公立保育所」の60人と、「私立保育所」の101人、「認可外保育施設」の61人、3つ合わせて222人となり、全て合計すると345人です。なお、「私立保育所」に「101人、3か所」と記載していますが、ここでいう令和2年度実績は、令和2年4月入所を目指したものをいい、保育所の定員も令和2年4月1日時点のものを計上しているため、風の子保育園は令和2年5月開所のため含んでいません。

「量の見込み」の「保育所等利用申込児童数」217人に対し、「確保方策」の「公立保育所」から「認可外保育施設」までの定員は、公立60人、私立101人、認可外61人の合計222人で、これだけ見れば供給が足りているように見えますが、公立保育所と私立保育所だけの定員だと161人となりますので、供給が需要に追いついていない状況です。

下の段、3号の表は、「量の見込み」が保育所の利用申込みをした児童の数で、195

人です。それに対する「確保方策」は、公立と私立の「保育所」、「小規模保育」、「認可外保育施設」の定員を合計した163人で、供給が需要に追い付いていない状況です。

この「供給が需要に追い付いていない状況」というのが、待機児童の発生という形で現れます。資料4をご覧ください。葉山町の待機児童の数ですが、こちらでは、令和2年度の状況に加え、令和3年4月入所を目指した申込状況の結果についても記載しています。

令和3年度は、令和2年度から比較すると、それぞれの年齢で減少しておりますが、依然として1歳、2歳で待機が多い状況です。ただ、来年度に3歳未満の保育を行う小規模保育が1か所オープンする予定となっておりますので、0歳から2歳までの待機児童の受け皿となることが期待されます。令和2年度との比較でマイナス30人となりましたが、下段の表をご覧ください。令和3年度は、令和2年度に比べて「申込者数」が微増したものの、保育所入所が決定した「利用児童数」が増えています。これは、風の子保育園が、保育所への移行に伴い定員を19人から42人に増やしたことや、町外の保育所にも受け入れていただけたことによるものです。「申込者」から「利用児童」を引いたのが「保留児童」になりますが、「保留児童」イコール「待機児童」とはならず、ここから「待機児童に含めない人数」を引いて「待機児童」に至ります。「待機児童に含めない人数」とは、保育所の申込はするものの育児休業の延長を希望しているとか、一つの園しか希望しないとか、待機児童に含めない場合の定義を国が定めていて、これに該当するのが19人、差し引いて最終的に22人となります。ただ、待機児童に含めないとしても保留児童であることは変わらないので、保留児童を含めて解消していくよう、対策を考えていかななくてはならないと思っています。

続いて資料3をご覧ください。計画冊子は38ページです。計画に示した13の重点事業の実績を報告させていただきます。数が多いため、令和2年度の実施状況に絞ってご説明してまいります。

一つ目「利用者支援事業」です。この事業では、子ども育成課の保健師等が専門性を活かした相談や情報提供を実施しており、母子手帳発行の場面から始まり乳幼児全戸訪問事業をとおして、妊娠期から切れ目のない支援を実施しました。また、ぼけっとでは、一般型の子育てに関する相談を実施しています。さらに、子育てガイドブック「葉みんぐ」を配布し、情報提供も図っております。

実績としては、子育て支援センターぼけっとにおいて、505件の相談実績がありました。

「確保方策」は、相談事業の実施箇所数を記載しており、ぼけっとと、子ども育成課保健師等ということで、2か所です。

次のページ、二つ目の「地域子育て支援拠点事業」は、主にぼけっとや児童館・青少年会館において実施する「ひろば事業」で、乳幼児や保護者相互の交流を図る事業です。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて緊急事態宣言が2回、1

回目は4月から5月にかけて、2回目は年明け1月から3月にかけて発出されたため、ぼけっとの「ひろば事業」は一時休止、児童館・青少年会館は一年間休止しました。実績は、ぼけっとでは5,471人、昨年度6,913人でしたので前年比マイナス1,442人。児童館・青少年会館では19,598人、昨年度59,015人でしたので前年比マイナス39,417人と大幅な減少となってしまいました。

なお、児童館・青少年会館の実績の数値については、昨年の会議で、「全ての年代の利用者数だと学童が含まれ、ぼけっとの対象年齢と異なるため比較しづらい」とのご意見がありましたので、上段を全ての年代、下段に内数で未就学児を記載しました。ただ、緊急事態宣言の期間を中心に一般来館を休止した関係で、受入れがない月や、月途中からの再開で比較の数値として適切でない月は、横棒や斜線とさせていただいております。

確保方策は、ぼけっとと、児童館・青少年会館7か所の合わせて8か所です。

三つ目の「妊婦健康診査」です。令和2年度は、妊婦健診2回目の助成額を4,000円から12,000円へ8,000円増額しました。実績は、助成券を交付した人数で、143人です。確保方策は、助成券を使った回数で1,844回です。

次のページ、四つ目「乳児家庭全戸訪問事業」は、生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を子ども育成課の保健師が訪問する事業で、子育てに関する情報提供や養育環境の把握を行いました。令和2年度の出生者137人に対し、基本は1人1回ですが、複数回訪問の方がいるため、訪問実績は149人です。確保方策は、実績をそのまま記載しています。

五つ目の「養育支援訪問事業」は、養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行う事業で、延べ15人を訪問しました。また、要保護児童対策地域協議会を、代表者会議1回、実務者会議3回、個別ケース会議14回を開催しました。確保方策は、訪問実績をそのまま記載しています。

次のページ、六つ目の「子育て短期支援事業」は、保護者の疾病等の理由により家庭で養育を受けることができない児童を一時的に保護する事業ですが、実際町では事業として立ち上げておらず実績はなく、確保方策も立てておりません。以前委員から「親が重い疾病にかかっているお子さんをサポートするのに必要な事業ではないか」とのご意見もいただいたところですが、まだ実施できていない状況です。

七つ目の「ファミリーサポートセンター事業」は、児童の預かりなどの援助を希望する保護者からの依頼と、その援助を担うことを希望する支援会員との間の連絡・調整を行う事業で、利用実績は延べ1,017人、新型コロナウイルス感染症の影響と思われませんが、昨年度1,439人でしたので前年比マイナス422人となってしまいました。会員数は記載のとおりですが、支援会員の確保については、毎年、子育て支援センターぼけっとで支援会員養成講座を開催しており、令和2年度も5名の受講者がありました。利用料は、ひとり親家庭に対して一部助成をしている状況です。確保方策は、利用実績をそのまま記載しています。

次のページ、八つ目の「一時預かり事業」は、延べ利用者数として、ぼけっとで1,457人、昨年度2,387人でしたので前年比マイナス930人、葉山にこここ保育園では6人、

昨年度232人でしたので前年比マイナス226人と、この事業も新型コロナウイルス感染症の影響を受け、大幅に減少しています。

九つ目「延長保育事業」は、町内認可保育所5か所と小規模保育施設1か所の合計6か所で実施しており、利用実績は延べ6,540人で、昨年度8,536人でしたので前年比マイナス1,996人です。こちらも新型コロナウイルス感染症の影響で、4月から6月にかけて保育園の利用自粛を呼び掛けたこと、保護者のテレワークが進んだことが影響していると思われます。実人数では167人の利用です。

次のページ、十番目の「病児保育事業」です。町では現在、病児保育は実施できていませんが、ファミリー・サポート・センター事業で病後児の預かりは実施しており、1人ご利用がありました。また、6月から葉山にこここ保育園で病後児保育を開始し、利用実績は延べ4人です。

十一番目「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」は、町の直営4か所と民間6か所で実施しており、直営は4か所の定員合計135人に対して126人の登録、民間は6か所の定員合計187人に対して178人の登録となっています。令和2年度は、小学校が臨時休校となった期間がありましたが、その間放課後児童クラブは午前から開所して児童の受入れを継続するなど、例年とは異なる対応を求められる場面がありましたが、町では運営に要する費用の一部を補助させていただきました。確保方策は、直営と民間の定員を合計した人数を記載しています。

次のページ、十二番目の「実費徴収に係る補足給付を行う事業」は、世帯の所得状況等に応じて教育・保育に要する費用を助成する事業で、年収360万円未満相当の世帯又は年収に関わらず第3子以降の児童に対して、副食費すなわちおかず代の免除を実施しています。新制度に移行していない幼稚園4か所に在籍する71人への副食費免除が実績となります。

十三番目の「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」は、特定教育・保育施設への民間事業者の参入を促進する事業ですが、他市町村の状況を見ても実施しているところが少なく、「量の見込みと確保方策」は立てていません。

駆け足になりましたが、令和2年度の進捗状況の説明は以上です。

(会長) どうもありがとうございました。ただ今、事務局から資料2～4について説明がございました。それでは説明についてご意見・質問等はございますか。

(委員) 資料2裏面、2号の「①量の見込み」について。令和2年度が計画値304人に対して実績値340人ということで、実際は見込みよりも結構ニーズが多かったということだと思うのですが、令和3年度以降についても、今の見込みよりももう少し多く見なければいけないのではないかと思います。

それから、同じく2号の「②確保方策」の《教育ニーズ》で、計画値が0なのに実績値が123人となっています。これは令和2年度がたまたま123人だったので、「②確保方策－①量の見込み」が（《その他》も合わせた計画値に対し）プラス5人で、なんとか容量が定員に間に合ったということだと思うのですが、この123人とは何なのかをもう一度説明していただきたいのと、これは令和2年度だけ突発的に起こった123人なのでしょうか。令和3年度以降はどうなるのかを教えてください。

(事務局) この123人というのは、1号に区分される幼稚園利用者から、分離して持ってきた数です。というのも、幼稚園利用者の中には、幼稚園での教育時間の後に預かり保育を必要とする(=教育に加え保育も希望する)方がおり、そのような方が、教育部分だけを受ける1号認定ではなく、2号認定として123人に上がってきます。こちらの見込みは、「第2期 葉山町子ども・子育て支援事業計画」冊子の34ページ「①量の見込み—2号認定(教育ニーズ)」に記載があるのですが、令和2年度は83人と見ていたところ、実際は123人いたということで、預かり保育利用者が計画よりもかなり多かったという結果になっています。

量の見込みに対して、本来は確保方策、つまり受け皿を用意しなければいけないのですが、この34ページの「②確保方策」では、実は預かり保育を実施している幼稚園の数を用意していなかったという不備がございました。量の見込みと確保方策のつじつまが合わなくなるため、来年度は計画の中間見直しがございますので、そこで確保方策を修正しなければならないと思っています。ご指摘ありがとうございます。

(委員) この123人は、どこからマイナスしないといけないということですか。

(事務局) 資料2裏面の1号のところに、幼稚園に在籍している方(=令和2年度の実績値)が381人とあるのですが、預かり保育利用者は2号認定を受けるので、ここには123人は含まれていません。2号のところで実績値として計上するのであれば、当然その確保方策にも含めなければならなかったということです。

(委員) 2号の「②確保方策」に、幼稚園の預かり保育を入れておくべきだったということですね。

(事務局) そのとおりです。2号の《教育ニーズ》の計画値83人に対して、預かり保育利用者の実績値が123人となります。計画よりもだいぶ多い状況ですので、ここは今年度の推移を見ながら来年度の中間見直しに反映しなければならないと思います。

最後に付け加えますと、幼稚園で預かり保育を希望する際は、教育時間が終わった後に利用を申し出ただき、園から了解を得た後に利用していただくので、利用の申し込みをした時点で利用が決定します。したがって、待機児童のように、利用したくてもできない方がいるといった状況ではないと考えています。

(会長) 他にございますか？

(委員) 資料3「⑤養育支援家庭訪問」について。養育支援が特に必要な家庭、つまりリスクのある家庭に訪問されているということだと思のですが、これはどのような基準でリスクを判定しているのでしょうか。また、量の見込みの計画値と実績値についてですが、令和2年度はリスクのある家庭が45件あるのに対し、12件の家庭に対応したということでしょうか。

(事務局) この「養育支援家庭訪問事業」というのは、「乳幼児家庭訪問事業」や理学療法士さんとの訪問事業などで虐待のリスクがあるご家庭を把握した上で、養育支援員を派遣するという事業になりますが、リスクについて明確な基準は設けていません。訪問数については、昨年度はコロナの関係で少なめにしていましたので、実績値はだいぶ低いかと思います。一方、乳幼児家庭訪問事業は逆に自粛することなく、なるべく孤立しないようにという形で実施してきましたので、把握自体はできていたの

かなというところでは。

(委員) 乳幼児の全戸訪問でリスクがありそうな家庭があったということで、それが一応45件ということですか？…これは計画値ですかね。

(事務局) 計画値については、この計画を立てた時点に出している数字ですので、実績値と乖離があるのは毎年同じ様な状況です。

(会長) 他にございますか？

(委員) 資料3の「⑥子育て短期支援事業」について。これは実施するにはなかなか時間もかかりますし、どこの市町村も同じだと思います。ただ、葉山町には児童養護施設があります。他の市町村は、施設がないということで断念せざるを得ないのだと思います。そこで国では、例えば里親さんを利用して子育て短期支援事業に耐えられるようにしているところでは、先ほどの説明では、町は子育て短期支援事業については全く手を付けていないという風に捉えられますが、その様な方向性でよろしいのでしょうか。

(事務局) おっしゃるとおり、葉山町には児童養護施設（幸保愛児園）がありますが、施設との兼ね合いもございます。説明の中でもありましたが、例えば親御さんがご病気になって困っているお子さんがいる、などの実際のお話も聞いているところですので、今後は施設と連携しながら方向性を検討していければと思っています。

(委員) 検討していかれるのですね。いや、正直言ってなかなか厳しい部分があると思いますが、幸保愛児園さんとはそういった交渉的なことはされていないのでしょうか。

(事務局) そうですね。今は幸保愛児園さんとは具体的なお話はしていません。

(会長) その他に、いかがですか？

なければ、私からもよろしいでしょうか。今のご質問に似ているのですが、今、葉山町は転入される方が多いという情報をいただいております。お子さんの人数が多くなってきて、リモートワークなどご家庭で色々な事情がある中で、もし虐待の件数も多くなった場合、先ほどの子育て短期支援事業等は町としても取り組んでいくのでしょうか。何かビジョンというか、もし予定があれば教えてください。

(事務局) 転入者が増えているという現状は聞いていますが、それにより虐待が増えているということは、今のところ件数としてはそこまで上がってきておりません。虐待自体で保護が必要なケースに関しては、児童相談所と連携させていただいており、この子育て短期支援事業とは別に、児童相談所での措置や一時保護というのを相談しながら進めているところです。

(会長) その他、ございますか？他になければ、次の議題に移ります。

### (3) 新型コロナウイルス感染症の対応状況等について

(会長) それでは、「議題の(3) 新型コロナウイルス感染症の対応状況等について」事務局から説明をお願いします。

(事務局) それでは、新型コロナウイルス感染症の対応状況などについて、情報交換をさせていただきたいと思います。前回の会議では、各所属における新型コロナウイルス

感染症の対応についてお話しいただきましたが、今回はアフターコロナに向けた工夫や、今後のコロナ対策の方向性などを中心に情報交換をさせていただければと思います。

(会長) それでは、順番に各所属の対応状況などについてお話をお願いいたします。おひとり2分程度でお願いできればと思います。では、副会長からお願いいたします。

(副会長) 保育園では、頂いたお金で検温器を3台購入しました。幸い今まで該当者はいませんでしたが、やはり水際で防ぐのが一番です。あとはやっぱり子どもの体力をつける、本当にそれしかないのではと思います。ですので、特別なことをするというよりは、今までやってきた葉山の自然を生かした体づくりを継続すること、それと食べることをしっかりと保護者にも伝えながらやっていくという、それだけでございます。

(会長) 次の委員、お願いします。

(委員) 家庭での感染症対策についてお話ししたいと思います。手洗い、うがい、マスクの着用、それに健康管理や食事管理は当たり前のようになっていますが、子どもたちの順応性の高さに驚いています。子どもは大人が注意していることをすぐに飲み込み、もう手洗い、うがいは当たり前のようによりますし、逆に大人が忘れていても、自分で消毒をしてくれたりします。遊びに来た子どもたちも、手を洗ってくださいと言えばすぐにやってくれますし、大人が心配するほど子どもはそんなに無茶はしないと思います。この2年近くは大人の方が戸惑っていて、ずっと右往左往していますけれど、子どもはそれほど苦にならずに当たり前に受け入れているように思います。ただ、やっぱり毎日の検温などは怠ることがあるので、そういった面は今でも目を光らせている状態です。やはりちょっと具合が悪い、ちょっと鼻水が出てきたということにも大人は敏感になっているので、見逃さないようにしています。

(会長) 次の委員、お願いします。

(委員) 私は保護者支援などの事業も行っているのですが、メンタルに寄り添うということはとても重要であり、それをウィズコロナにおいてはもう常にやっていかなければならないと思っています。先ほどリスクのあるご家庭の話もしましたが、困ってから相談に行くとなると大変です。相談に行っても、そこからやれることは非常に限られていますので、困る前に広く輪をかけてあげなければいけません。心の問題というものに対しては時間もかかりますが、処方にとりあえず時間と手間をかけても、全く惜しくないと思います。子育て支援の在り方そのものとして、ウィズコロナを前提としてメンタルに寄り添うということ、困っている人だけではなく、常に全員を対象に行っていくのが必要になるかと思っています。

あとは、周りの大人が全員マスクをしている状態で、それが情緒面にどう影響を与えるのかということ、そこにどう寄り添っていくのかということ、親御さんも含めて考えていければと思っています。

(会長) 次の委員、お願いします。

(委員) 児童館では、前年度から引き続き検温、消毒、手洗いなどを続けています。先ほどもお話があったように、子どもたちははすごく順応性が高くて、きちんと手を洗おう

とか消毒しようとか、そういう生活に慣れてきているように見えます。ただ、以前と比べてどうしても群れて遊ぶとか、子ども同士や大人とのスキンシップがすごく制限される状況の中で、先ほどのようにマスクで表情が読み取れないというのがありますが、やっぱり気持ちの部分が変わりづらいということが多々あると思います。心の育ちに関しては、すぐに表面化してくるものではないと思いますが、一生懸命感染対策しているけれど、今までとは違う環境になることで影響は出てくると思います。そのときに、子どもとどのように接すればいいのかとか、子どもたちの遊びとか生活環境をどのようにしていけばいいのかを考えている状況です。今は感染が落ち着いてきていますが、じゃあ全部手放しで対策しなくていいというわけではないと思うので、対策をしながら子どもたちの気持ちの部分はどう育てていけばいいのかを、日々考えているところです。

(会長) 次の委員、お願いします。

(委員) 児童相談所では、保護者がコロナに罹り子どもが陰性だった場合、3か所を使って預かっています。県には4つの児童相談所があるので、各相談所の職員でローテーションを組み、日中と夜間も含めて基本的に全職員で回しています。管内では今のところ乳児の患者が1名発生しており、病院で預かっていただくということで対応させていただきました。そのような感じで、児童相談所は最後の砦で、そういう事情がある中で職員にはかなり無理を言ってやらせていただいています。ただ、実際にお預かりするお子さんの保育的なことはできなくて、職員も防護服で対応せざるを得ない状況です。また、入所時には陰性だったとしても、保護者が陽性ですから、子どももほぼ陽性に転じてしまいます。

他にも障害のある方をお預かりさせていただいているのですが、その方がマスクをされなかったり、あとレッドゾーン・イエローゾーンなど色々と区別していても、お子さんがゾーンを飛び越えて入ってきてしまったりするので、職員が濃厚接触者となり勤務できなくなることがあります。そのような状況で、職員も今の体制に不満があり、ぎくしゃくしています。しかし、児童相談所が対応せざるを得ないということで、感染症対策についてはかなり厳しくやらせていただいております。

また、虐待通告があれば家庭訪問をしなければいけないのですが、保護者に連絡しても、今はコロナだから訪問しないでほしいと言われることもあります。その場合は所内で検討して対応していますが、そのような点においてコロナ禍になってからかなり厳しくなっています。とはいえ、やはり会わざるを得ないので、説得し無理を言って会わせていただいております。

(会長) 次の委員、お願いします。

(委員) 保健所でのコロナ対応についてお話しします。まず、コロナの診断をするのは医療機関になるので、子どもの場合、病院から保護者と保健所へ、この方がコロナですという連絡があります。連絡を受けた保健所は、日中であればその日のうちに保護者と連絡を取り、今心配なことを聞いたり、治療中の方は即入院ということもありますので、今の状態を聞いたり、この先急変した場合のこともお話ししたりします。基本的には発症日の2日前から他人に感染させると言われていますので、具合

が悪くなったのはいつか、その2日前には誰かと会ったか（だいたい子どもは親御さんが中心ですが）、子どもたちと遊んだとか、幼稚園・保育園に行ったとか、そのようなことから濃厚接触者を考えていきます。先ほどのお話でもありましたが、いったん陰性と診断されても、14日間のうちにいつ陽性になるかわかりません。状況に応じて即検査をすることもあります。接触が終わって3～4日後に陰性であっても、結局10日後、12日後に陽性になったりするので、濃厚接触者に対する検査の意味合いを伝えるのが難しいところです。

また、保健所ですので、コロナだけではなく母子保健も担っていますが、コロナで人とのスキンシップが十分にできないとか、表情を読み取る機会を得られないとか、長期的に色々な心配や不安があります。親御さんも、他人を信じて子どもを託す・託されるという関係がなかなか難しい中で、どのように子育てをしていけばいいのか模索しているところだと思います。本日もたくさんの所属の方がこの会議に参加していただいています。それぞれのところできちんとお互いに補い合いながら、このような場を出し合いながら町の子育てを考えていけたらと思っています。

(会長) 次の委員、お願いします。

(委員) 社会福祉協議会でのコロナ禍の取り組みについてお話しします。皆さんはもうご存じだと思いますが、全国社会福祉協議会では、「緊急小口・総合支援資金」という生活に困窮された方への貸付を行っています。もちろんその中には、子育て中の家庭もかなりのウェイトを占めている状況です。延長や再貸し付けを行うと、合計で200万円まで貸し付けができるのですが、9月末現在で延べ627件の貸付を行っています。この方々は、来年4月から徐々に償還が始まるのですが、その段階で住民税非課税のご家庭は返さなくていいという方針で取り組んでいます。先ほど、子育て世帯の転入が増えているという話をされていましたが、特にこの子育て中でお金の貸付をしている世帯というのは、転入世帯が圧倒的に多いです。リモートワークの増加もあると思いますが、なぜこの時期に転入してくるのかというのは、私どもも分析していかなければならないところです。生活が破綻している状況の世帯もありますので、生活保護につなげるか、ハローワークでの就労支援や就労にどう結び付けていくかというのが大きな問題になっているところです。

また、食べるものに苦勞されている世帯もありますので、フードドライブといったかたちで、職員が食料と日用品をご家庭に配達するような取り組みも行っています。子育て中の世帯を含め、生活に困窮されている方は目に見えないところでまだまだ潜在していると思いますので、その辺りをどうしていくか行政と一体となって取り組まなければならないと思っています。

(会長) 次の委員、お願いします。

(委員) 小学校代表ですが、町の小中学校を代表してコロナ対策についてお話しします。昨年の会議で元校長がお話しした内容が継続されているというのがベースですが、今年度の対策で変わってきている部分として、一つは「GIGAスクール構想」でタブレットが入ってきている点です。今年から小中学校に入りまして、もし感染が広がって休校が長引くようであれば、タブレットを使った授業をしていこうということ

ろです。学校が矛盾するところは、感染を防ぐのだったら休校が一番なのですが、一方で「学びを止めるな」という話があり、この2つの両立はできません。そこで入ってきたのがこのタブレットですけれども、問題なのは、ご家庭の状況がさまざまということです。「タブレットが入ったのだから、早く双方向の授業をしっかりとやってほしい」というようなご家庭もあれば、一方で「うちにはWi-Fiどころかパソコンもなく、親は手も足も出なくて困っている」といったご家庭もあります。これを持ち帰って普通に授業ができるのは、昔から使っていた一部の私学などで、町はこれをもってこの箱をどうすればいいのか？というところから始まっているわけです。小学校では4月にもものだけ届きまして、11～12歳は8月までに使いこなせましたが、1、2年生は無理です。これを使った授業を求められるというレベルに対し、スイッチの入れ方すらわからないという状況の中で、学校としては、スイッチを入れて画面が立ち上がってというところまでは1年生にも自立してもらわなければならないのが課題でした。ただ、今後も第6波が考えられる中で、休校の場合もあるとともに「学びを止めない」ということも進めるならば、ここまで培ってきたことを今後も維持するよう、町内の学校は教育委員会から言われています。

それからもう一つ変わった点として、昨年とはとにかくコロナが何者かわからなかったのが、「やめる、休む、やらない」というのが基本でしたが、だんだんこの状況が分かってきたことと、大人のワクチン接種が進んだことにより、できるものは何かを探るようになってきました。現に、9月に感染者数が下がってきた中においては、小学校4校は修学旅行が実施できました。この2年間、今の6年生と中1は卒業にかかる行事ができず、小1～2については、小学校がどういうものかという体験が100パーセントはできていません。したがって、今後は感染対策を講じたうえで少しずつできることを考えていくというのが現実です。また、9月の再開時からほとんどの学校で検温機を購入して入口に設置し、アクリル板等も予算が許す限り少しずつ増やしていくようにしています。

(会長) 次の委員、お願いします。

(委員) 今まで当園では子どもたちにマスクを着用させていませんでしたが、デルタ株が子どもにもかかりやすくなっているということを受けて、3～5歳の子どもにはマスクを着けさせることにしました。しかし、やはり徹底が難しく、他の園の方たちはどうしているのだろうと思っています。結局外に行くときは取って良いということになると、何の意味があるのかと考えることもありますが、小学生になればみんな付けていますし、エチケットを意識させる、身に着けさせる準備をするといった面では少しでも意味があると思い、口うるさく言いながらも着用させているところです。

保育園では毎日同じお子さんが来ていますし、親御さんも何かあれば仕事を休まなければならないので、職員も保護者も気を付けて子どもを守る意識がありますが、(子育て支援センター) ぽけっとの一時預かりでは毎日違うお子さんが来られるため、それだけリスクも高いと考え、やはり3～5歳のお子さんにはマスクを着用させることを決めました。しかし、保護者の方からは子どもにマスクをさせたくないとい

ったご意見もあり、今までぼけっとは子どもの気持ちも親の気持ちも受け止めてくれていたのに、子どもにマスクを着用させることを決めたのはとても残念だ、という言葉もいただきました。丁寧にお話を伺いながらこちらの考えをお伝えしましたが、ご自身の主義とのことで、預けないといった選択をされた方もいらっしゃいます。また、発達に特性のあるお子さんでマスクをさせても取ってしまうことがあるため、迷惑をかけられないので預けない、といった選択をされた方や、肌が弱くてマスクをつけると荒れてしまうため、悩まれた末に預けない選択をされた方もいらっしゃいます。私たちもその都度、なぜこのような方々を預かれないのかと悩み、丁寧にお話を伺いながら、やはりどうしても必要だという場合には別室で対応することもあります。子どもはやっぱりみんなマスクをしたくなくて、ストレスになっていると思いますが、それでも頑張っけてマスクをしている子がいる手前、柔軟に対応しながらやっている次第です。

それから、我が家には1歳になった孫がいるのですが、1年間コロナでほとんど外に出られていない状況です。また、家族それぞれがもやもやしたりストレスを抱えていたりして、同じように赤ちゃんを育てているお母さんたちは今どんなに苦しいだろうかということも改めて考えています。宣言中はぼけっとの広場も閉めていましたが、開けた途端にすごい人数になりました。それだけ普段行き場がなくて我慢している方がいるのだと思います。すごい人数なので、これでまた感染が広がらないかハラハラしているところです。ここ1年はずっと閉じているわけではなく、我慢してやっと遊びに来られて、また我慢しての繰り返しで来ていますが、これからまた第6波が起きるだろうという予測もあるので、子育て中の方はまた少しずつストレスが溜まっていくと思います。私たちは宣言が明けた今でも、そのような方々に対してどうサポートしていけばいいのかを考えていかなければならないと思っています。

(会長) 次の委員、お願いします。

(委員) 当園でも、今年に入ってから3～5歳の子どもたちにマスクを着用するようお約束をしています。また、玄関先での検温では絵付きのカードを用意し、子どもたちが検温を楽しみながら生活の一部にしてもらえるように、カードを首から下げて持ってきてもらっています。玄関先ではご父兄の方も含めて消毒してからの入室となっていますが、感染が拡大してきた頃には私たちも敏感になっており、検温やアルコール消毒に加えて、業者による保育室の抗菌も行いました。さらに、小さいお子さんはお口の中におもちゃを入れて、それを次から次へと隣のお友達に渡してしまうことがあるので、こまめに消毒してどンドンおもちゃを変えたり、なるべく室内こもらず屋外に出かけるようにしたりもしています。

これから運動会シーズンが始まるところ、練習もままならない状況ではありますが、今年度も昨年度と変わらないやり方を取らせていただくことになりました。全員ではなく各学年での小規模の対応ということで、短い間ですが密になりがちなので、そこを保護者の方にわかっていただいていたの開催決定となりました。

ただ、宣言中も明けてからも子どもたちの出席状況は変わらず、私たちも「宣言って何だろう」という憤りや悩みを日々感じながら保育を行っています。今後は感染者

が少なくなってきたところで気の緩みがないように、引き続き消毒、黙食などをご理解いただきながら進めていきたいと思えます。元に戻ることはないかと思えますが、コロナを利用した楽しい保育というのができたらいいなということを、保育士や職員たちと話し合っているところです。

(会長) 次の委員、お願いします。

(委員) 下の子が保育園の年長なのですが、ずっとマスクをしています。運動会もかけっこの時以外マスクで、体操していてもお遊戯中でもつけているので、幼児クラスは徹底していますね。父母の中でも文句を言う方は聞いたことないですし、たぶん疑問すら持っていないと思えます。上の子は小学生ですが、保育園は年長さんが一番面白かったと感じているようで、お泊まり保育だったり、色んなイベントがあって面白いでしょと下の子に言うのですが、わからないのかと思えます。上の子は今3年生なので、卒園式も入学式もできていた代ですから。やっぱり下の子にも本来の保育園を見せてあげたいですね。

それから、今は子どもを預けてすぐに帰ってしまうので、親同士の横のつながりができにくいと思えます。親同士の横のつながりがあれば、子どもたちも自然と子ども同士で遊んだりしますから。やっぱり以前のようにできるだけ子どもたちが楽しめるような保育園になってほしいですね。

(会長) 次の委員、お願いします。

(委員) 当園での感染対策については、引き続き手を抜くことなく園全体で行っています。ただ、コロナというものがわかってきたときに、これはやっても大丈夫だけれどこれはダメ、というものがわかってきましたので、少しずつ子どもたちが元気に遊べる環境をつくり、子どもたちにとって今しかできないことができるよう感染対策の見直しを行っています。保護者の方の教育もよくいただいているので、検温やマスク着用も意識できていますが、プレクラスの2歳児のみマスクの着用は自由に行っています。コロナで今までできなかった行事もたくさんありますが、少しずつ見直ししながら今まで通りの生活ができるよう目指しています。また、できなかった行事の中には意外に必要ななかったような部分もあり、行事を見直すいいチャンスでもあると思っています。

あとは保護者にとっても、長い間悩みを聞いてもらえる環境や話したくても話せる環境がなかったり、横のつながりなど色々なことができなくなっていますので、保護者の気持ちを取り上げることを大事にしながら職員一同取り組んでいます。園バス通園だと保護者と話すチャンスも少ないのですが、いつでも連絡していいよと声をかけ、保護者の気持ちに寄り添うことに力を入れています。この状況がいつ終わるかわかりませんが、ウィズコロナの時代を保護者と幼稚園とでともに手を取り合いながら頑張っていきたいと思っています。

(会長) これで全員の皆様にお話を伺えました。今のお話の中で、何か確認したいことや質問などありますでしょうか。

(各委員) なし

(会長) これで予定していた議題は終了しました。委員の皆様のご協力に感謝申し上げます。

す。ここで進行を事務局に戻します。

#### (4) その他

(事務局) 会長、ありがとうございました。今年度の会議はこれで終了となります。次回の開催は来年度になりますが、今回の委員の皆様は、今年度末で任期終了となります。来年度の委員編成については、また改めて検討させていただく予定となっております。また来年度は、令和5・6年度の間見直しの時期となりますので、令和4年度中に2～3回の会議を予定しております。本日はありがとうございました。

11:45終了